

決 定 書

異議申出人
赤穂市
菅原 真樹

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年4月7日付けで提起された令和7年4月6日執行の赤穂市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、赤穂市選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）は、審理の結果、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙における当選人山谷真慶（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求める。

2 本件異議申出の理由

本件選挙における被選挙権（住所要件）は、赤穂市内に引き続き3箇月以上住所を有する必要があるが、当選人の生活の本拠は赤穂市に存在せず、住所要件に疑義がある。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第9条第2項は「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定し、また公選法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定している。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」であるかどうか、すなわち、本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月（令和7年1月6日から令和7年4月6日まで）（以下「本件期間」という。）以上赤穂市内に住所を有していたことの事実の有無である。

決定の理由

1 調査・審理の経過

本委員会は、本件異議申出が、形式的要件を備えているので、適法な異議申出として受理し、当選人に対して、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定に基づき本件異議申出への参加を求め、意見書及び証拠書類等の提出を求めた。

審理に当たっては、関係法令に従い、申出人及び当選人が提出した証拠並びに申出人及び当選人の口頭意見陳述の結果に基づき、慎重に行った。

2 公選法第9条第2項の「住所」について

- (1) 被選挙権の要件を判定する際の住所については、被選挙権の要件である住所と選挙権の要件である住所とは同一であることから、選挙権の要件である住所について検討することとする。
- (2) 公選法第9条第2項にいう住所については、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されているところと同義であると解されるところ、判例によれば、公選法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）が住所を選挙権の要件としているのは、「一定期間、一の地方公共団体の区域内に住所を持つ者に対し当該地方公共団体の政治に参加する権利を与えるためであつて、その趣旨から考えても、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもつとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもつてその者の住所と解す」（最高裁昭和35年3月22日判決）べきであるし、また、「一定の場所を住所と認定するについては、その者の住所とする意思だけでは足りず客観的に生活の本拠たる実体を必要とするものと解すべき」（最高裁昭和32年9月13日判決）である。

なお、住所について、私生活の本拠、仕事をする際に必要な生活の本拠その他の生活の本拠であるといえる場所に複数持つことができるとの解釈も存するが、本委員会は、公選法第9条第2項にいう住所について、そのような解釈は採用しない。判例においても「一人で二ヶ所に住所を有することができるものと解すれば同一人が二ヶ町村で選挙権を行使し或は同一町村で二つの選挙権を行使し得る結果となり、かゝる結果は町村制の認めないところであつて、（町村制第一二条第三項参照）選挙に関しては住所は一人

につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（最高裁昭和23年12月18日判決）とされている。

- (3) また、「生活の本拠」については、「その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものと解するのが相当である」（最高裁平成9年8月25日判決）から、「滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（東京高裁令和3年12月23日判決）とされる。
- (4) 以上の観点から、本件選挙における当選人の住所は、日常生活を営んでいる客観的な事実から生活の本拠となる住所一か所が認定されるものであり、当該期間に現に起臥しているか否かについて、光熱水等の使用状況、日々の生活状況、関係者の証言及び提出資料をもとに、総合的に判断することとした。

3 申出人の主張の要旨

申出人の主張の要旨は、提出した本件異議申出書及び本委員会が実施した口頭意見陳述で述べたところを総合すれば、以下のとおりである。

- (1) 申出人に対し、「当選人は、当該期間市外に居住しており、現住所地には妻のみを、あるいは二世帯住宅で他の住人を住ませ、本人が居住していたと見せかけていた可能性がある」、「当選人を現住所地又は市内で見かけたという情報が確認されず、継続的な生活実態、生活の確認ができていない」という情報提供があり、当選人の生活の本拠が赤穂市に存在しないのではないかと考える。
- (2) 当選人の居住実態の有無について調査を求める。

4 当選人が提出した証拠書類及び主張の要旨

(1) 当選人が提出した証拠書類

- ア 赤穂市の現在住民票に登録されている住所地（以下「現住所地」という。）を所在地とする家屋の固定資産税・都市計画税納税通知書
- イ 現住所地の水道使用水量等のお知らせ
- ウ 現住所地の電気料金支払明細書、請求金額合計票（事業者のホームページ「電力ご契約内容の確認」の画面表示の印刷物含む。）
- エ 現住所地のインターネット及び電話回線ご利用料金のお知らせ（事業者のホームページ「お客さま情報」・「ご契約サービスの照会」の画面表示の印刷物含む。）
- オ マイナンバーカード及び運転免許証の写し
- カ 現住所地宛ての郵便物（はがき、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパック等）
- キ 日用品等の購入、飲食店・ガソリンスタンド利用に関する領収書

- ク 銀行口座の取引明細書
- ケ J R乗車券領収書
- コ 赤穂市議会傍聴時資料
- サ 現住所地のポストに直接投函されたチラシ類

(2) 当選人の主張の要旨

当選人の主張の要旨は、参加人として提出した意見書及び本委員会が実施した口頭意見陳述で述べた内容を総合すれば、以下のとおりである。

ア 平成10年に現住所地に自宅を建築し、令和6年8月に市外で取得した住居（以下「市外住居」という。）へ家族全員で転出するまで赤穂市で生活していた。

イ 転出はあくまで一時的なもので、現住所地に戻るつもりであったため、転出期間中もライフライン等の契約は継続していた。現住所地の自宅と市外住居を行き来していた。

ウ 同年11月に単身で現住所地に戻り、現在も居住している。家族は市外住居で生活している。現住所地の家屋の間取りは1階がリビング、ダイニングキッチン、和室1室、風呂、トイレ、2階が子ども部屋2室、トイレであり、二世帯住宅ではない。

エ 現住所地での起臥の頻度が増えたので同年11月に住民票を現住所地に戻した。本件期間の現住所地及び市外住居での起臥の頻度については、はっきりとした日数は分からないが、基本的には現住所地で起臥していた。

オ 本件期間中の水道の使用量は、単身生活で、自炊、洗濯はあまりせず、入浴も主にシャワーを利用していたため平均より少ないかもしれない。

なお、申出人は、光熱水等の使用量については主張していないので、本件異議申出の争点ではないと考える。

カ 同年8月に市外住居に転居したときに郵便局への転居届を行わなかったのは、あくまで一時的な住民票の異動であり、現住所地と市外住居を行き来していたので郵便物の受領に支障がなかったためである。

キ 本件期間において、日中は外出して、夜帰るという生活サイクルが主であった。政治活動・選挙運動を行ったり市外住居へ行ったりもしていた。

ク 自治会は平成10年に現住所地に居住後ずっと加入していた。市外住居への転出時に脱退し、令和7年2月28日の赤穂市議会議員選挙立候補予定者説明会出席後に、再加入の意思表示をした。上記説明会までは、表立って辻立ち等の政治活動や立候補準備行為はしなかった。

ケ 申出人の主張には、重大な事実誤認が含まれ、また、情報の根拠が憶測によるものが多く、証拠の提示もなされていない。さらに、当選人しか知り得ない内容が含まれており、情報の取得経路に疑問がある。

コ 当選人が生活の本拠を赤穂市に有していることは、客観的事実及び記録から証明可

能であり、本件異議申出は棄却されるべきである。

5 本委員会が認定した事実

当選人から提出された証拠書類及び口頭意見陳述において申出人及び当選人が述べた内容から、次の事実が認められる。

(1) 当選人の住所に係る届出状況

当選人は、令和6年11月18日、同日を転入日として現住所地に転入した旨、住民基本台帳法上の転入届を提出し、以降住所の変更はない。また、当選人のマイナンバーカード及び運転免許証の住所は、同日付けで現住所地に変更されている。

(2) 現住所地における家屋の所有状況

固定資産税・都市計画税の納税通知書及び課税明細書並びに不動産登記事項証明書によれば、当選人の現住所地の家屋の所有者名義は、平成10年以降、当選人である。

(3) 現住所地での水道及び電気の使用状況

当選人の現住所地での水道及び電気の使用量は以下のとおりである。なお、水道及び電気の契約名義はいずれも当選人である。また、プロパンガスの使用契約はないと認められる。

ア 上水道の使用状況

期別	使用期間	使用量 (m ³)	
		A	参考(1月平均) A ÷ 2
令和6年度4期	令和6年 8月上旬～10月上旬	6	3.0
令和6年度5期	令和6年10月上旬～12月上旬	3	1.5
令和6年度6期	令和6年12月上旬～令和7年2月上旬	4	2.0
令和7年度1期	令和7年 2月上旬～ 4月上旬	15	7.5

イ 電気の使用状況

月別	使用期間	使用量 (kwh)
令和6年11月	令和6年10月4日～令和6年11月6日	161
令和6年12月	令和6年11月7日～令和6年12月4日	217
令和7年 1月	令和6年12月5日～令和7年 1月8日	495
令和7年 2月	令和7年 1月9日～令和7年 2月5日	302
令和7年 3月	令和7年 2月6日～令和7年 3月5日	346
令和7年 4月	令和7年 3月6日～令和7年 4月3日	480

(4) インターネット及び電話回線の利用状況

当選人が利用するインターネット及び電話回線について、本件期間の利用場所の住所

はいずれも現住所地であり、契約者名義は当選人である。

(5) 郵便物等の受取について

当選人は、宛先が当選人の現住所地となっているはがき、封筒（簡易書留郵便・特定記録郵便・レターパック等）について、当該郵便物の表面への表示や消印、内容物の日付から、本件期間中に受領していることが認められる。

(6) 日用品の購入等について

当選人は、本件期間に含まれる令和7年1月7日から同年3月31日の間に、以下のとおり日用品等を購入したことが認められる。

	日用品等（市内）	日用品等（市外）	飲食店（市内）	その他（市内）
1月	1	0	7	0
2月	1	0	3	0
3月	16	4	5	7
合計	18	4	15	7

(7) ガソリンスタンドの利用状況について

当選人は、令和6年12月1日、令和7年1月25日、同年2月4日、同月16日、同年3月5日及び同月14日、市内の同一店舗で給油している。

(8) 金融機関の利用状況について

当選人は、赤穂市内の銀行から、令和6年度5期及び6期分の水道料金を納付し、また、令和7年1月から3月分の電気料金を支払っている。

6 当選人の主張についての本委員会の判断

- (1) 一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならない。この必要最低限の行為とは、睡眠、食事、入浴、洗濯、排せつなどの行為がある。そのため、これらの行為をするためには、当該場所において水道及び電気、また場合によってはガス等を使用することが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活を営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

なお、当選人は、光熱水等の量の多寡は争点とならないと主張するが、本委員会は、これらの使用状況は当選人が現住所地において起臥していたかどうか判断する上で必要な事項と考える。

- (2) 以上を踏まえ、当選人が本件期間において、引き続き現住所地において起臥していたかについて判断する。

ア 転入届及びマイナンバーカード等の届出について

当選人は、住民票の転入届を届け出た令和6年11月18日にマイナンバーカード

及び運転免許証の住所変更手続を行っている（前記 5、(1)）。

この事実からすれば、当選人が生活の本拠たる実態をそのころ移転したものと認めても不合理ではないといえる。

イ 水道の使用状況について

当選人の現住所地における令和 6 年 8 月上旬から令和 7 年 4 月上旬までの水道の使用量は、東京都が公表している単身世帯の 1 か月当たりの平均使用水量 8.1 m³（2 か月当たり 16.2 m³。東京都水道局「令和 2 年度生活用水実態調査」）よりも少ない（前記 5、(3)、ア）。

これについて、当選人は、炊事や洗濯はあまりせず入浴も主にシャワーを使用していたと主張するところ、一人世帯であれば特段不自然とはいえず、使用水量が少ないものの日常生活はできていたものと認められる。

ウ 電気の使用状況について

当選人の現住所地における令和 6 年 10 月 4 日から令和 7 年 4 月 3 日までの電気の使用量は、ほとんどの月で東京都が公表している一人世帯（60 歳以上の居住者なし、戸建住宅）の 1 か月あたりの平均使用量 20.8 kWh（「平成 26 年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書」）を上回っている（前記 5、(3)、イ）。

当選人は、現住所地でプロパンガスを使用していないと認められるので、上記の使用量は特段不自然とはいえない。

エ 当選人宛ての郵便物について

当選人は、郵便局に転居届を提出しなかった理由について、一時的に市外住居へ転出していた間も現住所地との行き来があり、郵便物の受取に不都合が生じないと判断したためと主張しており、その内容に不自然な点はない。また、当選人から提出のあった現住所地宛ての郵便物には、転送不要扱いのものや特定記録郵便が含まれており、本件期間中に現住所地を宛先に指定し送付されたものを受け取っていたことがうかがえ、これらの事実は、当選人が現住所地に生活の本拠を置いていたとすることと矛盾はない（前記 5、(5)）。

オ 日用品等の購入について

当選人が本件期間中である令和 7 年 1 月 7 日から同年 3 月 31 日までの間に購入した日用品等の領収書等の内訳を見ると、同年 1 月分の日用品に関する領収書が少ないといえる（前記 5、(6)）。

しかし、古いレシートは廃棄処分してしまったという当選人の主張は不自然とはいえず、むしろ、日用品等の購入や飲食の領収書の大半が赤穂市内のスーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食店の利用によるものであり、現住所地の周辺で飲食や買い物をしていたことがうかがえる（同上）。

また、赤穂市内の店舗で午前中に一人で飲食したものと見られるレシートが複数あ

り、単身で生活し、炊事することが少ないという当選人の主張と整合する（同上）。

カ 金融機関の利用状況について

当選人から提出された当選人名義の銀行の市内支店の取引明細表によると、水道料金及び電気料金が継続的に振替されている（前記5、(8)）。

当選人は、当選人名義での現住所地の電気・水道の契約は市外へ転出していた間も解約することなく、現在も継続していると主張しているところ、上記事実と当選人の主張との間に齟齬はない。

7 申出人の主張についての本委員会の判断

(1) 本件期間に市外に居住していたという主張について

申出人は、当選人が本件期間中、市外に居住していた疑いがあると主張するが、当選人は、本件期間より以前において、市外住居へ一時的に転出したものの、前記のとおり単身で現住所地に転入する住所変更を行っていることが認められる。

その他、申出人の主張を採用するだけの客観的な証拠は認められない。

(2) 赤穂市にこの期間中居住したと見せかけていた可能性があるという主張について

申出人は、近隣住民から、当選人が現住所地に居住している気配がない、近所付き合いがないとの情報提供があったと主張する。

当選人が現住所地で生活していたかの判断において、近隣住民との交流は一つの判断要素となり得るが、それがないとしても、その点のみをもって現住所地に生活の本拠がなかったとまではいえない。

(3) 現住所地に妻のみを住まわせていたという主張について

申出人は、赤穂市在住の人から、当選人が現住所地に妻のみを居住させていたとの情報提供があったと主張する。

これについては、妻のみを住まわせていたと断定できるだけの客観的な証拠は認められず、申出人の上記主張は採用することができない。

(4) 二世帯住宅で他の住人が住んでいたという主張について

申出人は、赤穂市在住の人から、現住所地の住宅が二世帯住宅であり、他の住民を住まわせていたとの情報提供があったと主張する。

これについては、現住所地の建物が二世帯住宅であるかどうかは本件と関係がないうえ、他の住人が住んでいたことの客観的な証拠も認められないので、申出人の主張は採用することができない。

(5) 以上のとおり、申出人が本件異議申出書に記載している主張及び口頭意見陳述で述べた内容については、いずれも当選人が本件期間に現住所地に住所を有しなかったことを直接証明するものではなく、また、それを裏付ける客観的な証拠も認められないため、採用することができない。

8 結論

- (1) 以上のことを勘案すると、本件期間中、当選人は、現住所地に生活の本拠があったと判断することが相当であり、本件期間中、現住所地で実際に起臥していたと認められる。

その他、現住所地に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すほどの証拠書類等の提出や主張が認められないことから、本委員会は、本件期間について、当選人の住所は現住所地にあったと判断する。

- (2) よって、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、公選法第216条第1項が準用する行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年6月27日

赤穂市選挙管理委員会

委員長 鹿 島 博 司

教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で兵庫県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。